

専決処分の報告について

1 事故の概要

平成28年5月11日(水)午前11時頃、板橋区立桜川地域センター集会室(第1洋室)において、フラダンス(利用団体「プアメリア」)の練習をしていたが、天井の空調機から水滴が落ちて床が濡れていることに気付かず、利用団体の代表者が足を滑らせ手をついて転んでしまった。

被害者は、事故の状況から打ち身程度のものと考えていたが、事故直後に整形外科にて受診したところ左手首の骨折で全治1カ月との診断を受け、8月2日(火)までに、延べ8日の治療を行った。

2 被害者の住所及び氏名



3 損害賠償額

合計	91,850円	(内訳)	治療費	19,250円
			文書料	5,400円
			傷害慰謝料	67,200円

4 示談成立日

平成28年9月9日

5 示談の処理

区は、本件事故による治療費、文書料、傷害慰謝料を支払うこととし、併せて本件事故についての何ら債権債務が存しないことを被害者と区が確認し示談を交わした。

6 支払日

平成28年9月26日

なお、損害賠償額については、「特別区自治体総合賠償責任保険」から全額補てんされる。

7 再発防止策

- (1)当該箇所の空調機水漏れについて、平成28年6月15日に修理を完了した。
- (2)今後、施設貸出前の各部屋の状況確認の際に水漏れ等の異常がないか確認する。